

様式第2(第7条第9項関係)

	12.5cm	折	目	12.5cm	
8.8cm	第 年 月 日 号 年 月 日 有効 年 月 日から 期間 年 月 日まで 従 事 者 証 環 境 大 臣 (都道府県知事)	印	注 意 事 項		
折				1 従事者証は、鳥獣の捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。 2 従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 許可を受けた者は、この従事者証を、その効力が失われた日から30日以内に、環境大臣(交付を受けた都道府県知事)に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。	
目				許 可 の 内 容	
8.8cm	住 所				
	氏 名				
	生 年 月 日				
		許 可 証 の 番 号			
		法 人 の 名 称			
		鳥 獣 等 の 種 類 及 び 数 量			
		目 的 的			
		区 域			
		方 法			
		条 件			

備考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。